

1 基本的な考え方

指導監査は、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人(以下「法人」という。)が、利用者のニーズに応じた良質で適切な福祉サービスを提供できるよう、適切な法人運営及びサービスの提供体制の確保を図る目的で行うものである。

令和5年度における指導監査は、社会福祉法、関係法令、通知、社会福祉法人指導監査実施要綱等に基づいて、福祉介護課、こども未来課及び保健福祉課が連携を図りながら、効果的かつ効率的な指導監査を実施する。

2 主眼事項及び着眼点

主眼事項及び着眼点は、国の示す社会福祉法人指導監査要綱等の関係通知並びに前年度の指導監査の結果等を踏まえたものとする。

3 指導監査結果に基づく重点事項

指導監査の主眼事項のうち、最近の指導監査結果の傾向や社会福祉法人をめぐる昨今の社会情勢等を考慮し、特に指導に意を用いる必要があると思われる下記事項を重点事項として、指導監査を実施する。

(1) 社会福祉法人の運営管理体制の確立

① 諸規程の整備及び規程に基づく運営

定款、経理規程等、法人運営の基本となる諸規程が整備されているとともに、規程に基づき適切に運営されているか。また、必要に応じて、所要の改正がされているか。

(ア) 定款に必要な記載事項が記載されているか。また実態に反していないか。

(イ) 役員等が適正な手続きで選任、解任されているか。

(ウ) 決議が適正に行われ、出席者数、賛成者数が必要な数以上となっているか。

(エ) 適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定期間備え置かれているか。

② 理事会機能の充実

理事会の要議決事項について十分審議され、適正に決議されているか。また、理事長の職務執行報告がきちんとされているか。

(ア) 理事長の選定は適正に行われているか。

(イ) 理事長は、事項の職務執行報告を開催された理事会で報告しているか。

(ウ) 理事長は、理事会の決定に基づいた事業運営を行っているか。

(エ) 理事長の専決規程が定められ、規程に基づいた専決がされているか。また専決規程は具体的なものか。

③ 監事監査の充実

理事の業務執行、法人の財産の状況、特に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について、毎年定期的に十分な監査が行われているか。

(ア) 事業報告や財政状況等に関する監査を適正に行い、理事会等に報告しているか。

④ 法人運営の透明性の確保

法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者等に対する情報提供、公表が適切に行われているか。

(ア) 法令等に定められた情報公開、公表は適正に行われているか。

(2) 会計処理の適正化

① 内部牽制体制の確立

会計責任者と出納職員が別々に任命されるなど、内部牽制組織が確立されているか。

② 経理事務の適正な執行

経理規程や関係通知等に基づき正確かつ明瞭な会計処理、決算事務が行われ、会計帳簿、各種台帳、計算書類等が整備されているか。

(ア) 経理規程等に基づいて事務処理が行われているか。

(イ) 借入金の償還は確実にされているか。

(ウ) 利用者からの預かり金の管理は適正か。

③ 契約等事務の執行

物品の購入、工事の契約等は、経理規程に基づき適正に行われているか。

(ア) 入札契約等は、関係通知に基づく適正な手続きで行われているか。

4 指導監査実施計画数

対象数	実施予定数	備考
16	5	今年度は単独監査を予定(密を避けるため)